

岡山県環境審議会廃棄物対策部会次第

日時：平成30年9月3日（月）

14：30～15：00

場所：分庁舎608会議室

1 開 会

2 循環型社会推進課長あいさつ

3 委員の紹介等

4 議 題

(1)部会長の選出

(2)副部会長の指名

(3)平成30年7月豪雨災害により発生した災害廃棄物の処理について

(4)その他

5 閉 会

平成 30 年 7 月豪雨災害による災害廃棄物の発生推計量について

【災害廃棄物の発生推計量】

岡山県全体 約 41 万トン、処理費用推計額 約 208 億円

(参考 平成 28 年度 岡山県全体の年間ごみ総排出量約 69 万トン)

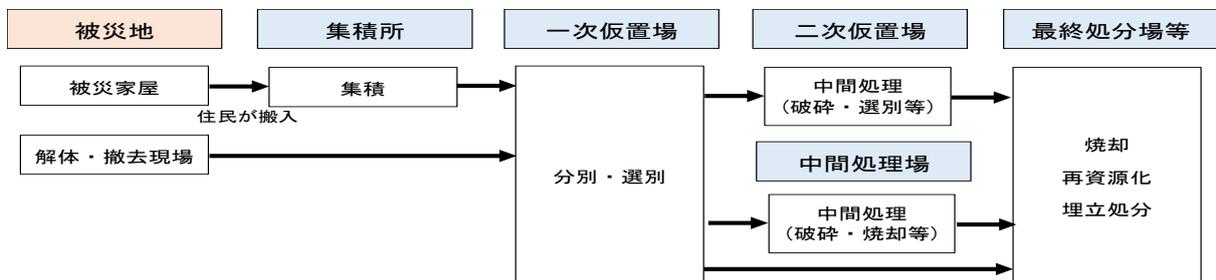
表 市町村ごとの災害廃棄物発生推計量と処理費用推計額

| 市町村 | 災害廃棄物発生推計量 | | 処理費用推計額 (億円) | (参考) 平成28年度 ごみ総排出量 (千トン) |
|----------|------------|----------------|-----------------|-----------------------------------|
| | 被害棟数(棟) | 発生推計量 (千トン) | | |
| 1 岡山市 | 7,654 | 20.0 | 15.0 | 271.9 |
| 2 倉敷市 | 5,412 | 336.7 | 170.1 | 184.0 |
| 3 津山市 | 425 | 2.2 | 0.9 | 33.2 |
| 4 玉野市 | 28 | 0.5 | 0.2 | 23.7 |
| 5 笠岡市 | 342 | 2.6 | 1.1 | 16.8 |
| 6 井原市 | 336 | 0.7 | 0.3 | 11.8 |
| 7 総社市 | 1,504 | 26.3 | 10.5 | 23.3 |
| 8 高梁市 | 554 | 11.3 | 4.5 | 11.0 |
| 9 新見市 | 146 | 1.1 | 0.4 | 10.2 |
| 10 備前市 | 5 | 0.0 | 0.0 | 10.9 |
| 11 瀬戸内市 | 4 | 0.1 | 0.0 | 11.0 |
| 12 赤磐市 | 92 | 0.4 | 0.2 | 12.4 |
| 13 真庭市 | 129 | 0.7 | 0.3 | 15.3 |
| 14 美作市 | 152 | 0.3 | 0.1 | 7.9 |
| 15 浅口市 | 61 | 0.2 | 0.1 | 12.5 |
| 16 和気町 | 90 | 0.9 | 0.3 | 4.4 |
| 17 早島町 | 52 | 0.1 | 0.0 | 4.3 |
| 18 里庄町 | 14 | 0.1 | 0.0 | 3.4 |
| 19 矢掛町 | 529 | 7.1 | 2.9 | 4.0 |
| 20 新庄村 | 1 | 0.0 | 0.0 | 0.2 |
| 21 鏡野町 | 61 | 0.8 | 0.3 | 3.6 |
| 22 勝央町 | 6 | 0.0 | 0.0 | 2.6 |
| 23 奈義町 | 2 | 0.0 | 0.0 | 1.1 |
| 24 西粟倉村 | 11 | 0.0 | 0.0 | 0.3 |
| 25 久米南町 | — | 0.0 | 0.0 | 1.4 |
| 26 美咲町 | 34 | 0.0 | 0.0 | 3.3 |
| 27 吉備中央町 | 21 | 0.7 | 0.3 | 3.0 |
| 合計 | 17,665 | 412.9 | 207.6 | 687.5 |

※ 災害廃棄物発生推計量は、「岡山県災害廃棄物処理計画」(平成 28 年 3 月)に基づき、県災害対策本部発表の被害棟数のほか、過去の水害における解体状況等を踏まえて推計。処理費用推計額は、東日本大震災の処理実績費用(約 4 万円/トン)を参考に推計。ただし、倉敷市は独自推計。

岡山市は、災害廃棄物発生推計量及び処理費用推計額ともに独自推計。

【処理の流れ】



平成 30 年 7 月豪雨災害により発生した
災害廃棄物処理基本方針

1 基本方針の位置付け

岡山県災害廃棄物処理実行計画[※]の策定に当たり、基本的な処理方針を定めるものです。

※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 5 条の 5 第 2 項第 5 号の規定により策定した岡山県災害廃棄物処理計画（平成 28 年 3 月策定）に基づくもの。

2 処理の対象

平成 30 年 7 月豪雨災害により発生した災害廃棄物を対象とします。

3 処理主体

市町村（廃棄物処理法第 4 条第 1 項）

【県の役割】

- ・ 被災市町村が行う災害廃棄物の処理に対する技術的援助
- ・ 関係機関及び他都道府県等との協力・支援調整
- ・ 災害廃棄物処理の進捗状況の把握
- ・ 市町村の被害状況や災害廃棄物の発生量等を勘案して、市町村による処理が困難であると認められる場合には、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 に基づき、県が災害廃棄物の処理に関する事務を受託し、処理を代行する。

4 災害廃棄物の発生量推計

約 4 1 万トン（平成 30 年 8 月 3 日時点）

5 処理期間

発災後 2 年間での処理完了を目指します。（ただし、損壊家屋の解体・撤去の進捗等を踏まえて適宜見直します。）

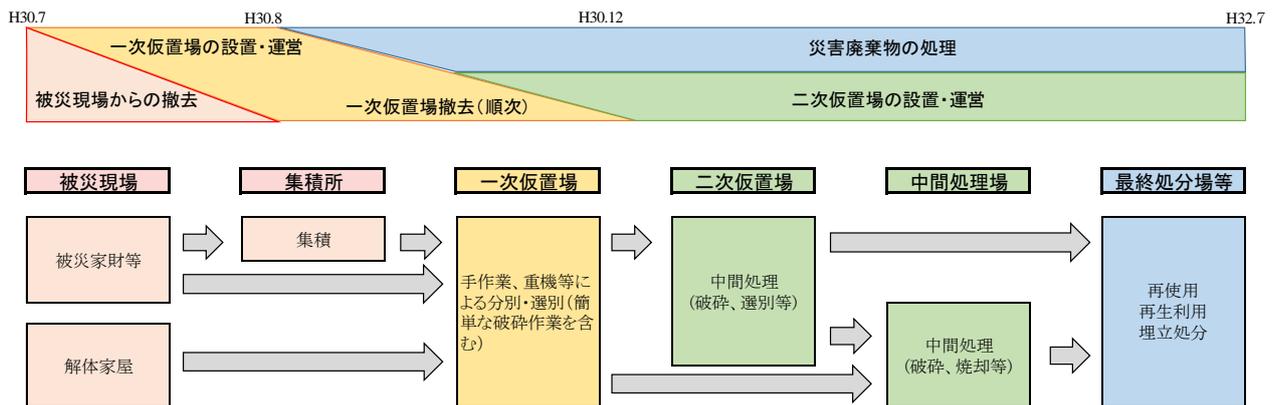
6 処理方法

- ・ 処理に当たっては、円滑かつ迅速に処理することを原則としつつ、平常時と同様に、再使用、再生利用、熱回収、適正処分という順位により処理を行います。
- ・ 環境負荷の大きい焼却処分及び最終処分量を可能な限り少なくします。
- ・ 県内での処理を基本とし、既存の県内廃棄物処理施設において目標期間内での処理完了が困難な場合には、県外広域処理や仮設処理施設の設置も検討します。

7 財源

環境省の補助制度「災害等廃棄物処理事業費補助金」を活用するとともに、国に対して必要な財政支援を要望します。

災害廃棄物処理工程(イメージ)



平成 30 年 7 月豪雨による災害に伴う廃棄物の処理に関する事務の委託を受けることについて

1 概要

平成 30 年 7 月豪雨災害により発生した災害廃棄物の処理に関し、倉敷市及び総社市から、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 の規定による、事務委託の協議の申出があり、両市の被災状況等を勘案し、被災地域の生活環境の保全及び速やかな復旧・復興のため、専決処分により、この申出を受諾し、県が処理を行うこととしたもの。

2 受託し処理する災害廃棄物の量

2 1 8, 5 0 0 トン（倉敷市：207, 400 トン、総社市：11, 100 トン）

3 受託金額

8, 1 5 9, 0 0 0 千円（うち倉敷市：7, 715, 000 千円、総社市：444, 000 千円）

〔平成 3 0 年度補正予算額：3, 392, 300 千円〕
〔平成 3 1～3 2 年度債務負担行為設定額：4, 766, 700 千円〕

* 市は、環境省の「災害等廃棄物処理事業費補助金」等を活用

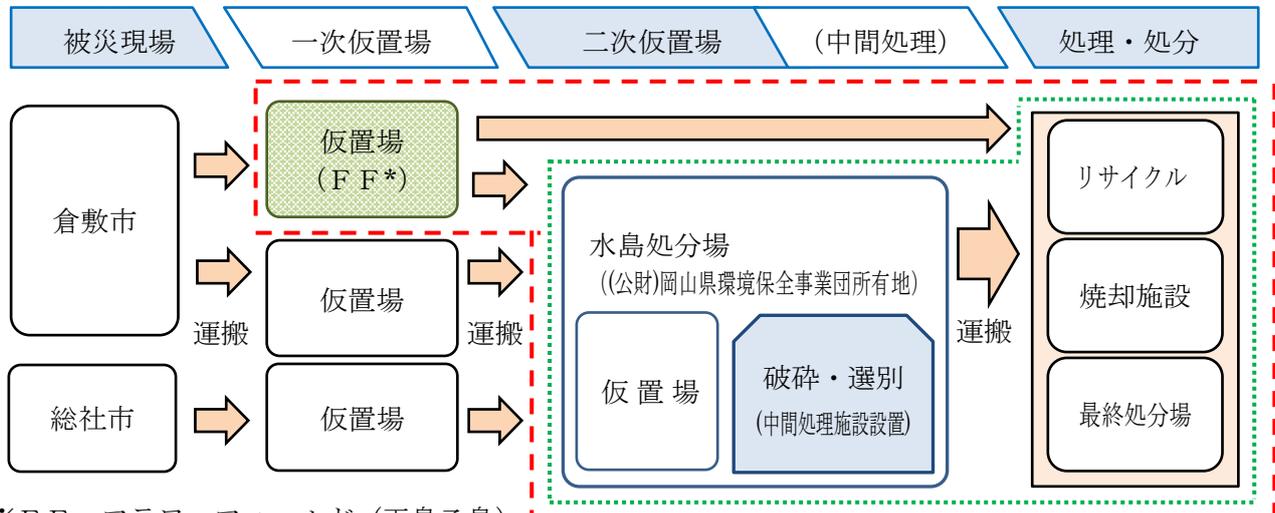
4 処理の方法

（公財）岡山県環境保全事業団の水島処分場に中間処理施設（選別・破砕）を設置し、当該施設を基軸として県内廃棄物処理施設等を活用し、円滑かつ迅速な処理を行う。

5 経緯

| | |
|-------------------|---|
| 平成 30 年 8 月 27 日 | 総社市が事務委託の専決 総社市から県へ事務委託の協議の申出 |
| 平成 30 年 8 月 28 日 | 倉敷市が事務委託及び補正予算の専決 倉敷市から県へ事務委託の協議の申出 県が事務受託及び補正予算の専決 県から倉敷市及び総社市へ受託決定通知書の送付 |
| 平成 30 年 8 月 29 日～ | 受託した災害廃棄物の処理事務開始 |
| 平成 32 年 7 月 | 受託した災害廃棄物の処理終了 |

【事務委託の範囲（イメージ図）】



※ FF：フラワーフィールド（玉島乙島）

倉敷市の事務委託範囲

総社市の事務委託範囲